

文章番号	在宅. 訪看 11	社会福祉法人聖徳園	頁		1/7	
発行日	2024. 4. 1	指定訪問看護(指定介護予防 訪問看護)事業運営規定	承認	理事長	起案	松本 福田
版	8					

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 聖徳園 が行う指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業(以下「訪問看護事業」という)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事務所の位置)

第 2 条 社会福祉法人 聖徳園に、訪問看護事業を行う事務所を設置する。

2 前項の事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 聖徳園訪問看護ステーション
- (2) 位置 芦屋市朝日ヶ丘町 6-9

(訪問看護事業の目的)

第 3 条 訪問看護の事業は、病気や障害等により家庭で療養している者、及び要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者に、良き生活の質の確保に配慮した訪問看護事業を提供することにより、訪問看護利用者の家庭における療養生活を支援し、その機能の維持及び回復を図ると共に、生きがいの確保に資することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

第 4 条 聖徳園訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)は、高齢化社会における在宅支援体制の一環として、保健・医療・福祉の総合的・一体化したサービスの展開、地域のネットワーク作りを図るため、良質の訪問看護サービスを提供するものとする。

(指定介護予防訪問看護の運営の方針)

第 5 条 ステーションは、高齢化社会における在宅支援体制の一環として、保健・医療・福祉の総合的・一体化したサービスの展開、地域のネットワーク作りを図るため、良質の介護予防訪問看護サービスを提供するものとする。

(人格の尊重)

第 6 条 事業者は、当該事業利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護事業サービスを提供しなければならない。

(対象者)

第 7 条 訪問看護事業を利用できる者は、かかりつけの医師(以下「主治医」という)が訪問看護(介護予防訪問看護)を必要と認めた要介護状態及び要支援状態にある者等とする。

(職 員)

第 8 条 ステーションには、次の職員を置く。

- (1) 管理者(常勤職員) 1 名
  - (2) 看護師・保健師 2.5 名以上 常勤換算
  - (3) 理学療法士・作業療法士等 必要時に応じて適当数
- 2 前項各号の職員の職務内容は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ステーションの運営を統括する。
  - (2) 看護師は、訪問看護(介護予防訪問看護)を実施し、その結果の記録及び報告を行う。
  - (3) 理学療法士・作業療法士は、訪問看護(介護予防訪問看護)に係る訪問リハビリテーションを実施し、その結果の記録及び報告を行う。
- 3 看護師は、理学療法士、作業療法士は訪問看護事業に従事するときは、ステーション事業身分証明書(別記様式)を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第 9 条 事業者は、適切な訪問看護事業が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(業務日及び業務時間)

第 10 条 営業日

- 1 月曜日～日曜日 (12 月 30 日～1 月 3 日を除く)
- 2 時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- 3 上記に定める業務時間外であっても、主治医が必要と認め、本人、家族が訪問を希望する場合は実施することができる。

(提供方法)

第 11 条 主治医により交付された訪問看護指示書に基づき、看護計画書を作成したうえで、訪問看護(介護予防訪問看護)を計画的に実施する。

- 2 利用者、又は家族からステーションに直接利用の依頼があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求める。
- 3 利用者に主治医がいない場合は、地元医師会あるいは高齢介護課において調整を求めこれにより対応する。

(訪問看護〔介護予防訪問看護〕の内容)

第 12 条 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容の記載

(サービス内容の例)

- (1) 病状観察
- (2) 主治医の指示に基づく医学的処置の実施及び指導(吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡処置、内服管理等)
- (3) 看護、介護技術の実施と相談、指導(清拭、洗髪、入浴、排泄、食事、体位保持等)
- (4) 栄養、食事療法に関する相談、指導
- (5) リハビリテーションの実施と相談、指導
- (6) 介護用品の紹介や工夫の仕方の実施
- (7) 主治医への連絡、調整、及び報告
- (8) 行政機関、サービス機関、他施設等利用に関する情報提供や連絡
- (9) その他、医師の指示による処置と、介護に関する相談

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 訪問看護中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示に基づいた適切な処置を講じる。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第 14 条 利用料として、基本利用料と、利用者の選定に基づくその他の利用料及び実費負担額を徴収することができる。

- (1) 基本利用料

イ 介護保険の場合

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)が法定代理受領サービスである時は、その個人の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ロ 医療保険の場合

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定した額から訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給された額に相当する額を控除した額又は健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額の支払いを受けるものとする。

(2) 差額費用(医療保険)

- イ 2時間超の訪問看護 1時間ごとに2,000円加算
- ロ 休業日及び業務時間外の訪問看護 1時間ごとに2,000円加算

(3) 実費負担

- イ 交通費 13条に規定する実施地域 無料
- その他の地域 1回(往復) 1,000円
- 交通機関を利用した場合 実費

なお有料道路を使用する場合にあっては、有料道路通行料を加算する(通常実施地域にあっても同様とする)

- ロ 日常生活上必要とされる介護用品 実費相当額
- ハ 訪問看護と連続して行なわれる死後の処置 12,000円
- ニ 個人契約による訪問看護(保険外サービス)
- 個人契約による訪問看護料 1時間ごとに3,000円
- 業務時間外は単価の1.5倍とする

- 2 指定訪問看護制度ともに公費負担医療制度が適用される。
- 3 利用者から利用料の支払いを受ける場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第15条

通常の事業の実施地域は、芦屋市・西宮市・神戸市東灘区とする。その他の地域においても居宅支援事業者、市町村、主治医等の要請があれば対応するものとする。

(内容の教示)

第16条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用手続き・内容・利用料・その他のサービスの提供方法について説明し、理解を得る。

- 2 訪問看護(介護予防訪問看護)の利用申込者が必要とする療養上の程度が重いことを理由に、訪問看護の提供を拒否しない。ただし、次の状況等で適切な訪問看護ができないと判断した場合には、その限りでない。

- (1) 利用申込者の病状が重篤な場合
- (2) 利用申込者の居住地とステーションの所在地とが遠距離である場合
- (3) 職員の現員から、利用申込に応じられない場合

この場合には、速やかに主治医への連絡等必要な措置をとるとともに、利用者又は家族に対して十分な説明をして理解を得る。

## (他機関との連携)

第 17 条 他機関との連携は、次のとおりとする。

## (1) 市町村等との連携

地域に根ざした事業として、市町村の保健・福祉部門・保健所及び民間の在宅ケアサービスの提供主体と十分な連携を図る

## (2) 主治医との連携

主治医の指示書に基づき適切なサービスを提供できるよう、主治医と密接かつ適切な連携を図る

(3) サービスの提供の終了に際しては、利用者及びその家族に適切な指導を行うとともに、必要なサービスが継続して提供されるよう、主治医、市町村等の保健・福祉サービスの提供主体等と連絡をとるよう努める

## (秘密の保持)

第 18 条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、訪問看護事業サービス等その他福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

## (暴力団等の影響の排除)

第 19 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

## (事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は利用者に対する訪問介護事業サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族（当該利用者に係る居宅介護支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業者は、利用者に対する訪問看護事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行われなければならない。

(苦情処理・ハラスメント対応)

第 21 条 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情・ハラスメントに、迅速かつ適正に対応するための必要な措置を講ずるとともに、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業者は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業者は、その提供したサービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 23 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回

以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(イ) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(ウ) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事業継続計画の策定等)

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 事業者は、すべての従業者に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画には次の研修を盛り込むこととし、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行い従業者の計画的な育成に努めるものとする。また、同時に、業務の執行体制についても検証、整備する。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 研修時採用         | 採用後 1 か月以内 |
| (2) 虐待防止に関する研修    | 年 1 回以上    |
| (3) 認知症ケアに関する研修   | 年 2 回以上    |
| (4) 感染症に関する研修     | 年 1 回以上    |
| (5) 災害時事業継続に関する研修 | 年 1 回以上    |

(記 録)

第 26 条 記録は、次のとおりとする。

(1) 利用者ごとに訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する

(2) 事業を適切に把握するため、日々の運営及び利用者に対する訪問看護(介護予防訪問看護)に対する諸記録を整備する

訪問看護、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 27 条 事業者はその提供する訪問看護事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなけ

ればならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(事業報告)

第 28 条 訪問看護(介護予防訪問看護)の利用状況や職員等について、関係機関へ報告する。

(会計区分)

第 29 条 ステーションの会計は、その他の会計と区分する。

(その他)

第 30 条 この運営規程の運用について疑義が生じた場合は、事業者と管理者が協議して定める。

2 この運営規程に定めるもののほか、訪問看護事業の運営に関する必要な事項は、厚生労働大臣が定める訪問看護事業の運営に関する基準に則り、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 21 年 3 月 31 日変更)

2 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 23 年 6 月 30 日変更)

2 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則(平成 25 年 3 月 30 日変更)

3 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 30 年 8 月 31 日変更)

4 この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

5 この規程は、平成 30 年 12 月 10 日から適用する。

6 この規程は、令和 5 年 11 月 20 日から適用する。

7 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。